

2月16日(火)～3月15日(火)

税の申告が始まります



税務課 ☎(50)1242
佐原税務署 ☎(54)1331

申告に必要なもの

- 印鑑(朱肉をつけるもの)
- 収入がわかるもの
- ◇給与や年金の源泉徴収票(原本)
- ◇農業や事業収入の場合は、売上額や仕入れ額、経費などを集計した資料
- 控除するものがわかるもの
- ◇国民年金の支払い証明書、
- 生命保険・個人年金・地震保険などの控除証明書など(すべて原本)
- ◇国民健康保険税、介護保険料などの支払い額がわかるもの(納付書や引き落とし口座の通帳など)
- ※年金を受け取っている人は、年金の源泉徴収票に記載されている場合があります
- ◇医療費控除を受ける人は、医療機関などに支払った金額や、補てんされた金額(生命保険や高額医療費制度などで受け取った額)をあらかじめ集計した領収書(原本)
- 申告者の口座がわかるもの(還付が生じた際に必要)
- 前年の申告書や収支内訳書などの控え

■申告相談会場・相談日

会場	曜日	相談時間
佐原税務署 ☎(54)1331 ※音声案内に続き「2」を押してください	月～金曜日	9時～17時
市役所5階大会議室 ☎(50)1242		〈午前の部〉 8時30分～正午 (受付は11時30分まで)
小見川市民センター「いぶき館」 3階304研修室 ☎(82)1114	月・水・金曜日 ※2月16日(火)、3月15日(火)も相談を行います	〈午後の部〉 13時～17時 (受付は16時30分まで)
山田支所1階会議室 ☎(78)2113		※正午から13時までは受領のみ
栗源市民センター「さつき館」 2階201研修室 ☎(75)2113	火・木曜日	

【税務署で受け付けできる申告】

- ①平成27年分、平成27年分以外の確定申告
 - ②申告期間前の還付申告、期限後の申告
 - ③修正申告、更正の請求
 - ④青色申告を選択している人、株や土地建物の譲渡により収入がある人、消費税申告をする人の申告
 - ⑤作成済みの申告書受付
- ※震災による建物や家財などの被害を雑損控除する人は税務署での申告相談をお勧めします

【市役所・各支所で受け付けできる申告】

- 平成27年分の確定申告(上記②③④を除く)
- 作成済みの申告書受付
- 市県民税の申告(確定申告をする人は不要)

休日申告相談

■日時 2月28日(日) 8時30分～17時
■場所 市役所・小見川支所
※山田支所・栗源支所では行いませんのでご注意ください

還付申告する人

医療費控除や扶養控除の追加など、所得税額が還付になる場合、確定申告期間中は各会場が大変混み合います。税理士無料相談会や2月16日(火)からの佐原税務署確定申告書作成会場を利用ください。

譲渡所得があった人

株式の譲渡により申告が必要な人や、平成27年中に土地・建物などを譲渡または交換した人は、譲渡所得の申告が必要となりますので、佐原税務署で申告してください。

国税庁ホームページで作成

確定申告書等作成コーナーで、画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税(復興特別所得税)・消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書

のデータをプリントアウトして、郵送などで提出できます。

■e-Taxなら

◇ホームページから送信

◇添付書類の提出省略

◇還付がスピーディー

※「電子証明書付の住民基本台帳カード」または「個人番号カード」と「ICカードリーダーライター」が必要です

香取青色申告会無料相談

■日時・場所

- ◇2月24日(水)・25日(木) 9時30分～15時30分 小見川市民センター「いぶき館」302研修室
- ◇3月7日(月)・8日(火) 9時30分～15時30分 佐原商工会議所3階第3会議室

※e-Taxを希望する人は、2月10日(水)までに香取青色申告会へ申し込みください
☎(一社)香取青色申告会 ☎(54)5041

平成28年度から個人住民税の給与天引き(特別徴収)を徹底します

税務課 ☎(50)1242

特別徴収とは…

事業主(給与支払者)が毎月の給与から住民税を天引きし、従業員(納税義務者)に代わって市に納入する制度です。千葉県および県内全域市町村では、法令順守と給与所得者の利便性の向上などの観点から、全ての事業主に個人住民税の特別徴収を徹底することになりました。

主たる勤務先以外からの給与所得も対象
複数の勤務先からの給与所得がある場合、それらを合算した給与所得に対する個人住民税を特別徴収義務のある事業主(主たる勤務先)を通して特別徴収で納付することになります。

平成27年中に複数の勤務先から給与所得がある場合、それらを合算した内容が平成28年度の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(市が主たる勤務先に送付する文書)に記載されます。

このような場合も忘れないで申告を

収入のなかった人

収入のなかった人や、遺族年金・遺族恩給のみを受給していた人でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が軽減される場合がありますので、市県民税申告書を提出してください。平成28年1月1日現在、市内に住んでいる人の扶養控除の対象となっている人などは申告の必要はありません。

収入が公的年金のみの人

公的年金のみの所得者で、日本年金機構などへ提出した「扶養親族等申告書」で申告した扶養親族以外にも扶養控除の対象となる親族がいる場合や、自分で納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料(口座振替も含む)、生命保険や地震保険などの支払いがある人は、その旨を申告することにより所得税、市県民税が減額される場合があります。

香取市に住民登録のない人

平成28年1月1日現在、香取市に住民登録のない人でも、実質上の生活の本拠地が香取市の人や、香取市内に事務所や事業所または家屋を所有している人は、市県民税の申告が必要です。